

11 ねんきん てあてとう 年金・手当等

(1) とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

20歳以上の方で、著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。ただし、所得による支給制限があります。

- ◇対 象 者 20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方
- (1)別表アの障がいがあるとき
 - (2)別表アの障がいがあり、かつ、別表イの障がいがあるとき
(別表イの障がいは、別表アの障がいとは別の障がいである必要があります)
 - (3)上記(1)又は(2)と同程度以上の障がいがあるとき
(肢体不自由障がいにより日常生活動作に特に著しい制限がある方など)
- ◇支給制限 次のいずれかに該当するときは、手当を受給できません。
- ・障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所したとき
 - ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所したとき
 - ・病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院したとき
 - ・本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えたとき
- ◇手当の額 月額29,590円（物価スライド制により改定あり）
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

《特別障害者手当の障がい程度 別表ア》

①	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの（両上肢のすべての指を欠くもの又は両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるものを含む。）
④	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
⑥	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

《特別障害者手当の障がい程度 別表イ》

①	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③	平衡機能に極めて著しい障がいがあるもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声又は言語機能を失ったもの
⑥	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦	1上肢の機能に著しい障がいがあるもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1

	上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
⑩	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※（別表ア・イ共通）

視力の測定は、万国式試視力表又は同一の原理に基づく試視力表により測定する。

（2）障害児福祉手当

20歳未満の方で、重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

- ◇対象者 20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方
- ◇支給制限 次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。
- ・障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童福祉法で定める肢体不自由児施設などに入所したとき
 - ・本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えたとき
- ◇手当の額 月額16,100円（物価スライド制により改定あり）
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

《障害児福祉手当の障がい程度》

①	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの
④	両上肢の全ての指を欠くもの
⑤	両下肢の用を全く廃したもの
⑥	両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいがあるもの
⑧	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

（3）特別児童扶養手当

- ◇対象者 精神若しくは身体に中程度以上の障がいのある児童を監護・養育する方
- ※障がいの範囲は法律で定められていますが、1級は身体障害等級でいうとほぼ1級及び2級と療育手帳Aに、2級は身体障害等級

3級及び4級と療育手帳Bの一部に該当する範囲です。

- ◇手 当 額 1級（重度） 児童1人につき 月額56,800円(改定あり)
2級（中度） 児童1人につき 月額37,830円(改定あり)
- ◇支給制限 次のいずれかにあてはまるときは、受給できません。
- ・手当を受けようとする人、対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
 - ・児童が児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。）に入所しているとき
 - ・児童が障がい事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・支給対象者又はその扶養義務者が一定額以上の所得があるとき
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

（4）じどうふようてあて児童扶養手当

- ◇対 象 者 ひとり親家庭又は父（母）が国民年金のほぼ1級程度の重度障がいの状態にある家庭の18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障がいがある児童を監護・養育する方

◇手当額・月額(改定あり)

	全部支給	一部支給
児童1人	46,690円	11,010円～46,680円
児童が2人以上の時は、1人増えるごとに5,520円～11,030円が加算されます。		

※全部支給か一部支給かは所得額によって決まります。

- ◇支給制限 次のいずれかにあてはまるときは、受給できません。
- ・母（父）、養育者又は児童が日本に住んでいないとき
 - ・児童が里親に委託されているとき
 - ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く。）に入所しているとき
 - ・児童の扶養義務者が一定額以上の所得があるとき
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

（5）むこうしじどうふくしてあて向日市児童福祉手当（向日市独自制度）

- ◇対 象 者 ひとり親家庭の児童又は心身に障がいのある児童（18歳未満）を養育する方で、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の方
- ◇手当の額 児童1人につき 月額1,000円
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

(6) 障害基礎年金（国民年金）

国民年金法のほか、厚生年金や共済年金等の社会保険各法にも障害年金の制度があります。

◇対象者

- ① 次表に定める障がいの状態にある人が20歳に達したとき
 - ② 国民年金に加入している間に病気やけがをして、一定の障がいが残ったとき
- ※①の対象者の場合、所得制限があります。

②の対象者の場合、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除期間も含む。）が3分の2以上あること、又は、令和8年3月までは、初診日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが条件となります。

《国民年金法の障害等級表》

	障がいの状態	
障がいの程度1級	①	次に掲げる視覚障がい イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	③	両上肢の機能に著しい障がいをするもの
	④	両上肢の全ての指を欠くもの
	⑤	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをするもの
	⑥	両下肢の機能に著しい障がいをするもの
	⑦	両下肢を足関節以上で欠くもの
	⑧	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障がいをするもの
	⑨	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	⑩	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	⑪	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障がいの程度2級	①	次に掲げる視覚障がい イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	②	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	③	平衡機能に著しい障がいをするもの
	④	そしゃくの機能を欠くもの
	⑤	音声又は言語機能に著しい障がいをするもの
	⑥	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	⑦	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをするもの
	⑧	一上肢の機能に著しい障がいをするもの

⑨	一上肢の全ての指を欠くもの
⑩	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいがあるもの
⑪	両下肢の全ての指を欠くもの
⑫	一下肢の機能に著しい障がいがあるもの
⑬	一下肢を足関節以上で欠くもの
⑭	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいがあるもの
⑮	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑯	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑰	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◇年 金 額 国民年金法（令和 6 年度）の場合

1 級	1, 0 2 0, 0 0 0 円	2 級	8 1 6, 0 0 0 円
子どもの加算	子どもが 2 人までは、1 名につき 2 3 4, 8 0 0 円、子どもが 3 人以上のときは、1 人増すごとに 7 8, 3 0 0 円が加算されます。		

◇窓 口 市民課年金係 TEL 874-2841

◇備 考 厚生年金保険については京都西年金事務所（TEL 323-1170）に、
共済年金については各共済組合にお問い合わせください。

（7）心身障害者扶養共済制度

心身障がい児・者の保護者を加入者とし一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度の障がいになったとき、心身障がい児・者に終身給付金を支給し、心身障がい児・者の生活の安定をはかります。

◇対 象 者 ① 身体障害者手帳 1 級～3 級までの身体障がい者
② 知的障がい者
③ 精神又は身体に永続的な障がいのある人で障がいの程度が①又は②と同程度の障がいと認められる方

◇加入資格 心身障がい者の保護者であって加入時に次の要件を満たす方
・ 6 5 歳未満であること
・ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

◇掛 金（平成 2 0 年度以降加入）（令和 6 年 2 月 1 日現在）

加入時年齢（加入者）	～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳
掛金月額固定（1 口）	9, 300 円	11, 400 円	14, 300 円	17, 300 円	18, 800 円	20, 700 円	23, 300 円

※ 2 口まで加入できます。

※ 掛金は世帯の市民税課税状況に応じて減額又は免除されることがあります。

◇助 成 掛金に対して、助成制度があります。【7 - （3）参照】

◇給 付 金 加入者が死亡し、若しくは加入後の疾病又は災害等により重度の障がいの状態となった時に、1 口につき月額 2 万円の年金が心身障がい児・者の生存中支給されます。

※ 1 年以上加入した後に、心身障がい児・者が加入者より先に死亡された時は弔慰金（一時金）が支給されます。

◇加入日と加入時年齢の取扱い

申込書が保険者により受理された日が加入日となりますので、通常、窓口に出された翌々月の初日が加入日となります。

また、掛金月額算定に用いる加入時年齢は、加入日が属する年度の4月1日現在での年齢となります。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

せいかつふくししきんかしつけせいど
(8) 生活福祉資金貸付制度

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方を含む。））で、所得水準が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に対して、資金の貸付と民生委員による必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を営んでいただくことを目的とした貸付制度です。申込にあたっては、資金種類ごとに貸付条件がありますので、詳細は向日市社会福祉協議会にご相談ください。

◇問 合 せ 向日市社会福祉協議会 TEL 932-1961

こうこうせいきゅうふがたしょうがくきん
(9) 高校生給付型奨学金

京都府では、市町村民税が非課税の世帯の子が高等学校等へ進学する場合に入学支度金や支援金等を支給する制度を設けられています。

◇対 象 市町村民税が非課税の身体障がい者世帯等の子で、高等学校、高等専門学校等に就学する方

◇窓 口 乙訓保健所（福祉課） TEL 933-1154 FAX 932-6910

むこうしざいにちがいこくじんじゅうどしょうがいしゃとくべつきゅうふきん
(10) 向日市在日外国人重度障害者特別給付金（向日市独自制度）

障害基礎年金等を制度上受けることができない重度の障がい者を有する外国人の方に対する給付金です。

◇対 象

- ・昭和57年1月1日前に満20歳に達し、日本国内に外国人登録をしていた方
- ・昭和57年1月1日前に重度障がい者であった方、又は同日以降に重度障がい者となった方で、その障がいの発生原因となった傷病にかかる初診日が同日前にある方
- ・障害基礎年金等、障がいを支給事由とする公的年金を受給していない方

※所得制限等があります。

※他の公的年金受給者は支給の全部又は一部停止があります。

◇手当の額 月額 36,000円

◇窓 口 市民課年金係 TEL 874-2841